**平成２３年（フ）第７５６号**
東京都八王子市叶谷町912番地４サンクレイドル西八王子アリア601号
債務者　羽田　壽子
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月１日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２３年（フ）第１３７１号**
神奈川県茅ヶ崎市幸町19番31号　光南アパート23―Ａ
債務者　西田　良治
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月２日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第６９３号**
東京都調布市染地２丁目８番地23Ｄ―907
債務者　相場由美子（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月２日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２３年（フ）第７７０号**
東京都青梅市仲町321番地
債務者　鈴木　高敏
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月２日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２３年（フ）第３３４号**
川崎市川崎区浅田２丁目９番２号
債務者　渡辺　広美
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２３年（フ）第３４１号**
川崎市幸区遠藤町64番地１　グランシティユーロレジデンス川崎707
債務者　栗城　伸子
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２３年（フ）第３５３号**
川崎市川崎区小田２丁目13番13号　フォレストマンション302
債務者　福士亜紀美
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２３年（フ）第３５９号**
川崎市中原区木月住吉町23番８―307号　木月住吉住宅
債務者　粟野　憲之
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２３年（フ）第３６１号**
川崎市高津区野川3916番地　市営住宅１―403
債務者　長門　博英
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２３年（フ）第３７９号**
川崎市中原区上丸子山王町２丁目1335番地102、前住所横浜市都筑区北山田５丁目６番１―1305号
債務者　桐山　明久
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２３年（フ）第３８９号**
川崎市幸区小倉1766番地　ヤマコハウス１―203
債務者　加瀬　憲一
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２３年（フ）第２２４号**
青森県上北郡野辺地町字観音林後27番地15
債務者　藤谷　悦子
1　決定年月日時　平成23年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月21日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第７１４号**
東京都多摩市鶴牧１丁目８番地の10
債務者　清川　広美
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月８日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２３年（フ）第８４号**
長崎県佐世保市権常寺町847番地24
債務者　西山　純子
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月９日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

**平成２３年（フ）第１０９号**
長崎県佐世保市十郎新町８番３号　十郎原団地Ｂ―３―401
債務者　居石　良介
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月９日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係